自次   自次   自次   自次   自次   自次   自次   自次	
---------------------------------------	--

るため、 この条例 を制 定する。

第

目

第 る手話 に手 しやすい環境をつくり 及びろう者の団 基本理念を定め、 する機会の確保その 話及びろう者に対する理解を広め、 い地域社会の実現に寄与することを目的とする こ の に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 条 例 は 体等の役割 並 びに県、 他 言 の手話を使用しやすい環境の整備に関 語としての手話 もって、 を明らかにするとともに、 県民及び事業者の責務並びにろう者 ろう者が手話を使用して暮らし 0 及びろう者が手話を使用 認 識の 普 及、 県が実施す 手話を習得 県民

定

第 ぞれ当該各号に定めるところによる。 二条 この条例において、 次の各号に 掲げ つる用語  $\mathcal{O}$ 意義 は、 それ

生活を営む者をいう。 ろう者 聴覚障害者のうち、 手話を使 用 して日常生 一活又は 社

る機会の確保その他の手話を使用しやすい 手話の普及等 言 語としての手話 0) 認識の 普及、 環境の整備をいう 手話を習得

者 手話 をいう。 通訳 等 手 話 通訳者又は手話を使用することができる

本理念)

第三条 として行われなければならない。 手話の普及等に関する施策は、 次に掲げる事項を基本理念

会生活を営むために大切に受け継いできた文化的 手話が独自の体系を有する言語であって、 認 識の下に行うこと。 ろう者が心豊 所産である かな

思 ) 疎通 ·話がろう者による情報の取得、 を図 る手段として必要な言語 意思の表示及び他者との意 であるとの認識の下に行う

> るため、 こ の 条例を制定する。

第

第一 に手話 及びろう者の団体等の役割を明らかにするとともに、 基本理念を定め、 する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備に関 やすい地域社会の実現に寄与することを目的とする しやすい環境をつくり、 る手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 条 この 及びろう者に対する理解を広め、 条例は、 並びに県、 言語としての もって、 県民及び事業者の責務並びにろう者 ろう者が手話を使用して暮ら 手話の 認識 及びろう者が手話 の普及、 県が実施 手話を習得 を使 県民 用

(定義

第二条 ぞれ当該各号に定めるところによる この条例において、 次の各号に 掲 げる用語の 意 義 は、 そ

会生 ろう者 上活を営 聴覚障害者のうち、 む者をいう。 手話を使用し て日常生活 一文は

す 手 ^る機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備をい 話の普及等 言語としての手 話の認識の 普及、 手 話 を習得

三 者 手 をいう。 話 通訳 者等 手 話 通訳者又は手話を使用することができる

(基本理念)

第三条 として行われなけ 手話の普及等に関する施策は ればならない。 次に掲げる事項を基本理

社 の 一会生活を営むために大切に受け継 手 認識の 話が独自の体系を有する言語であって、 下に行うこと。 いできた文化的所産 ろう者が 心豊 あ か

こと。 思 疎 手話がろう者による情報の取 通 を図 る手段として必要な言語であるとの認識の 得、 意思の 表示及び他 下に 他者との · 行 う

章 総則

- 2/5 -

重され ろう者 なけ が : 手話により意思疎通を行 れば ならないこと。 う権利を有 ľ, 当該 権利 は 三 尊 重されなけ ろう者が れ ばならないこと。

第 兀 関 する必要 県 は、 女な施: 前 条に 策を策定し、 規定する基本理念にのっとり、 及び実施するものとす 手 ·話 普 及等

2 その他 市町 る 団 体をいう。 は 村その他の関係 の関係者 前 項  $\hat{o}$ 以下同じ。 で 施 構 策 成され、 機関及びろう者の団体 を策定し、 と協力し ろう者に対する支援を主な活動とす 及び実施するに当たっては、 連携して取り組むものと (ろう者又はその家族 国 2

県 民 0 責務

第 五. に対する理解を深めるよう努めるものとする 県民は、 こ の 条例の基本理念にのっとり、 手 話 及びろう者

(ろう者及びろう者 の団体 の役割

第六条 するとともに、 手 話の普及に努めるものとする ろう者は、 こ の 県 小が実施 条例の基本理念に対する県民 する手話の普及等に関する施策に協力  $\mathcal{O}$ 理 解の促進及

2 等及び必要な啓発を行うよう努めるものとする 力するとともに、 重要性につい ろう者の団体 て県民 は この条例 県が実施する手話  $\mathcal{O}$ 理 解を深めるため、 の基本理念及び手話が言語であること の普及等に関す 自主的 に手話の普及 る施策 協

手 話通訳者等 役割

第七条 理念に対する県民の る。 に協力するとともに、 手 ,話通訳者等は、 理 手話に関する技術の向上、 解の促進及び手話の普及に努めるものとす 県が実施する手話 の普及等に関する施 この条例の基本 策

事 業者の責務

第 やす 手話 八 条 いサービスを提供するよう努めるものとする。 普及等に関 事 業者は、 この条例 する施策 に協  $\mathcal{O}$ 基 力するとともに、 本理念にのっとり、 ろう者が利用し 県が実施する

> 手話により意思疎通を行う権利を有し、 当該

権

利

は

県 の 責務

第四 に関する必要 条 県 は、 な施策を策定し、 前条に規定する基本理 及び実施するものとする。 念に のっとり、 手話の 普 及

その他 する。 る団体をいう。 市町村その 県は、 の関 前項 係 他 者で構成され、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 以下同じ。 関 施 係機関及びろう者 策を策定し、 と協力し ろう者に対する支援を主な活動とす 及び実施するに当たっては、 の 寸 連携して取り組むもの 体 (ろう者又はその家族 玉 لح

(県民 (の責務)

第五条 に対する理解を深めるよう努めるものとする。 県民は、 この条例 の 基本理念にのっ とり、 手 話及びろう者

(ろう者及びろう者 の 寸 体の役割

第六条 び するとともに、 手話の普及に努めるものとする。 ろう者 は ۲ の条例 の 基 本理念に対する県民の理解 手 話 の普及等に関する施 0 策 促 に 協 進 及 力

2 等及び 力するとともに、 の重要性について県民の理解を深めるため、 ろう者の団体は 必要な啓発を行うよう努めるものとする この条 例 の 基本理念及び手話が言語であること 手 話の普及等に 自 1主的 関 に手話 する 施 策に 普

(手話通訳者等の役割)

第七条 る 理念に対する県民の理解の に協力するとともに、 手話通訳者等は 手 話に関する 促進及び手話 技 術 手 の向 の普及に努めるものとす 話の普及等に関 上 この条例 する施 基

(事業者の 責務

第 八 条 事 業 者 は こ の 条例 の 基 本 理 念に のっ とり

やす

いサー

ビスを提供するよう努めるものとする。

う者 が 利用

ブコメ意見を反

## 第二章 手 話 普及等

話を学ぶ機 会の 確 保

第 九条 めるものとす 県は、 手話通訳者等と連携し、 市 町 村 その 他  $\mathcal{O}$ 関 係機関及びろう者 県民が手話を学ぶ機会の確保に努  $\mathcal{O}$ 寸 体並びにろ

手 話通訳者等の養 成等

第十条 する技 びろう者の団体と連携して、 訳者等及びその指導者の養成、 る意思疎通の支援を受けられる体制の整備に努めるものとする。 (学校に 以術の向 県は、 おける手話の普及 上を図るとともに、 手話を使用しやす ろう者が手話通訳者等の派遣等によ 確保並 い ・環境の整備を図るため、 国 市 びにこれらの者の手話 町 付その 他の関係機 手話通 関及 に関

第 + 規定する幼保連 推 律第二十六号) 児等」という。 進 ろう児等が手話を学び、 及び就学前 に関する法律 県は、 聴覚 携型 の子どもに関する教育 第 が 一条に規定する学校 (平成十 認定こども園をいう。 在籍する学校 障害のある幼児、 八年法律第七十七号) 手話により学ぶことができるよ (学校教育法 児童、 (大学及び専門学校を除く 保育等の総合的な提供 以下同じ。 生 一徒等 (昭和二十二年法 第二条第七項に (以 下 において 「ろう 0 第

2 援に努めるものとする ,話に対する理解を深めるため、 は、 話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支 ろう児 等が 在籍する学校において、 ろう児等及びその保護者に対し この条例の目 的 及び

ために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

職員の手話

の習得及び習得した手話に関する技術の向上

3 は、 こ の 条例の目的及び手話に対する理解を深め るため の学

援

. 努めるものとする

(手話 に関する調査 研究 校における取組を支援するよう努めるものとする

第十一 めに行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力 県は、 ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するた 第十二条

第二章 言語としての 手

ブコメ意見を反

手 話 を学ぶ 機会 一の確 保

第九条 う者、 めるものとす 手話通 県は、 訳者等と連携し、 市町村その 他 の関係機関及びろう者の 県 民が手話を学ぶ機会の確保に 団体並 一びにろ

手 話 通訳者 等の 養成等

第十条 びろう者の団体と連携して、 する技術の向上を図るとともに、 訳者等及びその指導者の養成、 る意思疎通の支援を受けられる体制 (学校における手話の普及) 県は、 手話 を使用しやすい ろう者が手話通訳者等の派遣等に 確 国 保 環境の整備を図るため、 0 並びにこれらの者の 整備に努めるものとする 市 町村その 他 の関 手話に 係 手 機 関 話 及 関

十一条 規定する幼保連携型認定こども園をいう。 推進に関する法律 律第二十六号) 児等」という。 及び就学前の子どもに関する教育 県は、 第一 聴覚障害のある幼児、 が在籍する学校 (平成十八年法律第七十七号) 条に規定する学校 (学 **- 校教育** 児 (大学及び専門学校 保育等 童 以下同じ。 法 生 一徒等 の総合的 (昭和二十二年 第二条第七項 (以 下 におい な提 を除 「ろう 供 て

手話に対する理解を深めるため、 県は、 ために 手 ,話に関する学習の機会の提供 教 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 職 ろう児等が在籍する学校において、 員 の 手 話 の習得及び習得した手話に関する技術 広並びに : ろう児等及びその保護者 教育に関する相談及び支 この条例の の 目 に対 的 向 及 上

2

パ ブコ メ意見を反

に関 する調 査研究)

手

話

県

は

ろう者及び手話通

めに行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協 訳者等が手話  $\mathcal{O}$ 発 展に資する 力

ブコ

メ意見を反映

するものとする。	するものとする。
(財政上の措置)	(財政上の措置)
第十三条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要	第十三条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要
な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。	1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。